

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 8 年 第 1 回

砺波市議会臨時会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 8 年 5 月 1 5 日

第 1 回 砺波市議会臨時会

## 令和 8 年第 1 回砺波市議会臨時会議案説明資料目次

1	砺波市行政手続条例一部改正の要旨	1
2	砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の要旨	1
3	砺波市税条例一部改正の要旨	2
4	砺波市ホームヘルパー派遣手数料条例一部改正の要旨	2
5	砺波市税条例一部改正の要旨	3
6	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除 又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨	3

## 1 砺波市行政手続条例一部改正の要旨

「行政手続法」の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法について、電磁的記録による方法が新たに規定されたことに準じ、本市においても同様の措置を講じることとし、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和8年5月21日

## 2 砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の要旨

国の「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、令和8年度介護報酬改定において、処遇改善加算の臨時改定が行われることから、介護分野で働く職員の処遇改善を図るため、新たに手当を支給することとし、また、その報酬改定の時期を待たず、賃上げ及び職場環境改善を支援する措置として「介護保険事業費補助事業（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援）」が講じられたことに伴う賃上げ相当額を当該手当に上乗せして支給すること等について、この条例において所要の改正を行うもの。

### (1) 改正概要

ア 次の月額特殊勤務手当を新設し、対象となる職員に支給する。

#### (ア) 新たに支給する手当

手当の名称	支給額	支給を受ける職員
病院介護職員特別処遇改善手当	月額10,000円以内	病院の業務に従事する介護支援専門員
介護職員特別処遇改善手当	月額10,000円以内	高齢介護課又は地域包括支援センターの業務に従事するホームヘルパー又は介護支援専門員

(イ) 介護保険事業費補助金による介護職員に係る賃上げ相当額（支給は1回限り。病院職員にあつては69,000円、高齢介護課及び地域包括支援センター職員にあつては56,000円）について、令和8年6月分の当該新設手当に合わせて支給する。

(2) 医師の待機に係る病院手当について、診療科毎の待機状況に応じた手当額に見直すもの。

施行期日 令和8年6月1日

### 3 砺波市税条例一部改正の要旨

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

#### (1) 令和9年1月1日施行

##### ア セルフメディケーション税制の見直し

一部の医薬品に係るセルフメディケーション税制の恒久化に伴い、所要の改正を行うもの。

##### イ 個人住民税における住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金特別税額控除の適用期限を5年間延長することに伴い、所要の改正を行うもの。

#### (2) 令和9年4月1日施行

##### ア 固定資産税における免税点の見直し

家屋及び償却資産に係る免税点の引き上げに伴い、所要の改正を行うもの。

#### (3) 令和10年1月1日施行

##### ア 個人住民税における優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し

一定の条件化における土地等の譲渡に係る譲渡所得に対する特例措置について、要件を見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。

#### (4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

##### ア 個人住民税における特定暗号資産取引に関する課税の見直し

特定暗号資産取引について、総合課税（雑所得）から申告分離課税へと変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

### 4 砺波市ホームヘルパー派遣手数料条例一部改正の要旨

砺波市ヘルパーステーションにおいて産前・産後ヘルパー派遣事業を受託することに伴い、当該事業におけるヘルパーの派遣に係る手数料を徴収する必要があることから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和8年7月1日

## 5 砺波市税条例一部改正の要旨

令和8年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」が、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

### (1) 個人市民税における特例措置の延長

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長することに伴い、所要の改正を行うもの。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長することに伴い、所要の改正を行うもの。

### (2) 固定資産税におけるバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長

ア 特例措置の対象を特別特定建築物全般に拡充し、固定資産税額の3分の1を減額することとした上、適用期限を3年間延長することに伴い、所要の改正を行うもの。

### (3) 軽自動車税における環境性能割の廃止

ア 軽自動車の取得時に課されていた軽自動車税の環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

施行期日 令和8年4月1日

## 6 砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、対象となる償却資産の範囲の明確化及び固定資産税の課税免除の適用期限が2年間延長されたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日（令和8年3月31日）